

## 事業主の皆さまへ

# 平成 27 年 9 月分から 厚生年金保険料率が変わります

平成 16 年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成 29 年 9 月まで毎年改定されることになっています。

平成 27 年 9 月分(11 月 2 日納付期限分)から平成 28 年 8 月分(同年 9 月 30 日納付期限分)までの保険料率は、次のとおりです。

	一般	坑内員・船員
	厚生年金基金加入者	厚生年金基金加入者
現行	17.474 %	17.688 %
	12.474 %～15.074 %	12.688 %～15.288 %
変更後	17.828 %	17.936 %
	12.828 %～15.428 %	12.936 %～15.536 %

\* 厚生年金基金に加入している方の保険料率は、厚生年金基金に未加入の方の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4～5.0%)を控除した率となります。

\* 免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

### < お願い >

- 厚生年金保険料率の改定については、被保険者の皆さまにもお知らせください。
- 事業主は、被保険者の方に取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などについて、法律により必ず通知しなければならないことになっています。被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知してください。